

令和 4年 7月 7日

指令産廃第9-2155号

許可番号 01105047315

産業廃棄物収集運搬業許可証

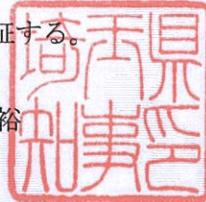
住所 埼玉県久喜市桜田五丁目18番9号

氏名 株式会社丸栄

代表取締役 諏訪 丈晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 24日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻
汚泥（建設汚泥を除く。）
廃油
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
鉛さい
がれき類(*)
ばいじん
以上14種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 5月 1日	指令東環第51号	新規許可
平成14年 4月12日	指令東環第2515号	変更許可（種類の追加）
平成22年 6月15日	—	変更届（住所）
平成29年 5月12日	指令産廃第9-1709号	更新許可
令和 4年 7月 7日	指令産廃第9-2155号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)